



# 監査結果報告書

---

令和元年度（2019年度）No.2

---

定期監査（中期）  
財政援助団体監査  
公の施設の指定管理者監査



旭川市監査委員

旭 監 第 54 号  
令和元年12月19日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	安 田 佳 正 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	黒 蕨 真 一 様
旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	谷 山 翔 二 様

旭 川 市 監 査 委 員	田 澤 清 一
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	門 間 節 子
旭 川 市 監 査 委 員	松 田 宏

### 監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定 期 監 査

1	監査の対象事務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監査の実施期間	2
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監査の方法	3
6	監査の結果	4

## 第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体等	8
2	監査の実施期間	8
3	重要リスク及び監査の着眼点	8
4	監査の方法	9
5	監査の結果	10

## 第 3 公の施設の指定管理者監査

1	監査の対象団体等	12
2	監査の実施期間	12
3	重要リスク及び監査の着眼点	12
4	監査の方法	13
5	監査の結果	14

# 第 1 定 期 監 査

## 1 監査の対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響，財政負担の有無，発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で，過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価し，監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- (1) 収入に関する事務のうち，貸付金及び債権管理に関する事務
- (2) 支出に関する事務のうち，貸付金及び報酬等に関する事務並びに市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務
- (3) 契約に関する事務のうち，貸付金に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務のうち，貸付金及び債権管理に関する事務
- (5) 小・中学校に関する事務のうち，経理事務及び財産管理等に関する事務

## 2 監査の対象部局及び対象期間

対 象 部 局	貸 付 金 に関する 事務	債権管理 に関する 事務	報 酬 等 に関する 事務	市議会議員の選挙 運動の公 費負担に 係る事務	小・中学校に 関する事務		対象期間
					経理事務	財産管理 等に関する 事務	
地 域 振 興 部	—	○	○	—	—	—	平成31年 4月1日 ～ 令和元年 7月31日
環 境 部	—	—	○	—	—	—	
経 済 部	○	○	○	—	—	—	
観光スポーツ交流部	○	○	○	—	—	—	
農 政 部	—	○	○	—	—	—	
消 防 本 部	—	—	○	—	—	—	
学 校 教 育 部	—	○	○	—	○ (※1)	○ (※2)	
議 会 事 務 局	—	—	○	—	—	—	
選挙管理委員会事務局	—	—	○	○	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」，ない部局は「—」で表示

※1 対象校は、日章小学校、朝日小学校、大町小学校、旭川第3小学校、神居東小学校、東陽中学校及び神居東中学校

※2 対象校は、知新小学校、啓明小学校、神居小学校、明星中学校、啓北中学校及び春光台中学校

### 3 監査の実施期間

令和元年9月2日から令和元年11月19日まで

### 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 貸付金に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象の誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付けは法令等の目的に合致するものであるか。</li> <li>貸付目的に合致した使用がなされているかどうかを確認しているか。</li> <li>貸付対象者及び連帯保証人は法令等に規定する有資格者であるか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付額や貸付時期の誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付額は法令等に定められたものであるか。</li> <li>貸付時期は法令等に規定された妥当なものであるか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の回収遅滞・遅れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付けに係る書類の整理は適正に行われているか。</li> </ul>

#### (2) 債権管理に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の回収遅滞、漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。</li> <li>債権の内容、債務者、履行状況等債権管理上の必要事項は明確に把握されているか。</li> <li>督促、催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。</li> <li>滞納整理について努力が払われているか。</li> <li>事務処理要領やマニュアルが適切に定められ、分割納付や未収金回収など事務手続が効率的かつ適正に行われているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な不納欠損処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。</li> </ul>

#### (3) 市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算は合理的な基準に基づき行われているか。</li> <li>算定の根拠となる資料は明確に整備されているか。</li> </ul>

(4) 報酬等に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 過大又は過少積算	・ 積算は関係規定又は合理的な基準に基づき行われているか。 ・ 支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。 ・ 積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
・ 支出漏れや時期の誤り	・ 報酬等の支出は適正な時期に行われているか。
・ 所得税等の控除額の誤り	・ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。

(5) 小・中学校に関する事務

○ 経理事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 不適切な経理事務による支出誤り	・ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ・ 支出決定は正当な権限者により行われているか。 ・ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。 ・ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。

○ 財産管理等に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 不適切な物品管理による備品等の破損や紛失	・ 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。 ・ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。 ・ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
・ 不適切な施設管理による不法占拠や事故（損害）の発生	・ 敷地境界が明確になっているか。 ・ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。 ・ 修繕が必要なものを把握しているか。 ・ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

## 5 監査の方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務の監査については門間節子監査委員及び松田宏監査委員を除外した。

## 6 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、契約に関する事務は適正に、収入に関する事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、支出及び財産管理に関する事務並びに小・中学校に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

### 地 域 振 興 部

特に指摘事項なし。

### 環 境 部

特に指摘事項なし。

### 経 済 部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

##### (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤日数の集計を誤ったことにより、1件96円の過払いのものがあつた。(旭山動物園)－改善済

② 嘱託職員の報酬の支給に当たり、時間外勤務時間数の集計や時間外勤務に伴う報酬額の割増率の適用を誤ったことにより、3件6,295円の過払いのものがあつた。(旭山動物園)－改善済

##### (3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務  
特に指摘事項なし。

観光スポーツ交流部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の報酬の支給に当たり、勤務時間の振替や時間外勤務時間数の集計を誤ったことにより、8件44,860円が未払いとなっていた。

(都市交流課) - 改善済

- (3) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 学校施設スポーツ開放事業の照明電気料の収入未済金において、調定根拠や督促経過などを記録した書類が不足し、債権回収に向けた事務が滞っていたことから、適切な滞納整理の手法について検討し、必要な措置を講じられたい。

(スポーツ課)

農 政 部

特に指摘事項なし。



## 消 防 本 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤日数の集計を誤ったことにより、1件95円の過払いのものがあつた。(総務課)－改善済

## 学 校 教 育 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の報酬の支給に当たり、勤務時間数の集計を誤ったことにより1件17,200円の未払いのもの、また、報酬月額を誤ったことにより6件115,800円の過払いのものがあつた。(学務課)－改善済

- ② 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤方法の種別を誤ったことにより1件345円の未払いのもの、通勤日数の集計を誤ったことにより2件400円の未払いのもの、変更前の勤務地に基づき算定したことにより2件11,520円の未払いのもの、また、通勤距離の適用区分を誤ったことにより1件105円の未払いのもの、9件24,569円の過払いのものがあつた。

(学校施設課, 学務課, 学校保健課)

#### (3) 財産管理に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旧北都商業高等学校過年度授業料に係る収入未済金について、債務者の実態把握、催告書の送付等の債権管理の基本となる取組が十分に行われていないものがあつた。(教育政策課)

(4) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 学校敷地内に設置されている町内会所有のゴミステーションで、使用者に対する行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものがあった。

(啓北中学校) - 改善済

○ 意見・要望事項

- ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給事務において、算定根拠となる通勤届を保管していないものがあったが、通勤届の重要性を改めて認識し、管理を適正に行うよう徹底されたい。

議 会 事 務 局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、月の中途で通勤方法の種別を変更したものについて、算定方法を誤ったことにより、1件854円の未払いのものがあった。

(議事調査課) - 改善済

選挙管理委員会事務局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 選挙事務従事者の報酬の支給に当たり、従事時間が重複する二つの業務を委嘱し、双方の報酬額を調整せずに算定したことにより、4件14,800円の過払いのものがあった。

- 改善済

- ② 開票事務従事者の報酬の支給に当たり、報酬額の算出過程における端数処理を誤ったことにより、3件300円の未払いのものがあった。

- 改善済

## 第 2 財政援助団体監査

### 1 監査の対象団体等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	財政援助の内容	補助金等の額	所管部局
旭川食品産業支援センター	旭川食品産業支援センター 運営負担金	平成30年度 2,100,000円	経 済 部
	あさひかわ健康食づくり負 担金	平成30年度 3,800,000円	
旭川夏まつり実行委員会	旭川夏まつり開催負担金	平成30年度 9,000,000円	観光スポー ツ交流部

※ 監査の対象事務は、いずれも平成30年度における財政援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の実施期間

令和元年9月2日から令和元年11月19日まで

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
・ 法令等に反する財政 的援助	(所管部局関係) ・ 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。 ・ 交付要綱は適正に整備されているか。 ・ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由 等は妥当か。

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>公益上の必要性に乏しい事業（団体）への交付</li> </ul>	<p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。</li> <li>補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</li> <li>補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</li> <li>補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。</li> <li>補助金等に関する条件の内容は明確か。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>交付額や交付時期の誤り</li> </ul>	<p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</li> </ul> <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象外の経費への充当</li> </ul>	<p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li> <li>精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li> <li>補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</li> </ul> <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。</li> <li>事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。</li> <li>精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の不適切な経理</li> </ul>	<p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li> <li>補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</li> <li>財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</li> <li>現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。</li> <li>損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。</li> <li>団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。</li> </ul>

#### 4 監査の方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 5 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

### 旭川食品産業支援センター

#### 〈旭川食品産業支援センター運営負担金〉

##### ○ 指摘事項

###### (1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

###### (2) 所管部局（経済部）に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 負担金額の確定における負担対象経費の算出に当たり、対象とならない過年度事業に要した郵便代を計上したことにより、負担対象経費を164円過大に算出していた。

なお、本来負担対象とすべき経費の合計額は、負担金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

#### 〈あさひかわ健康食づくり負担金〉

##### ○ 指摘事項

###### (1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支給に当たり、鉄道賃について一部の区間分を重複して支給したことにより、1件720円の過払いのものがあつた。 －改善済

###### (2) 所管部局（経済部）に関する事項

特に指摘事項なし。

## 旭川夏まつり実行委員会

### ○ 指摘事項

#### (1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

#### (2) 所管部局（観光スポーツ交流部）に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 負担金額の確定における負担対象経費の算出に当たり、旭川夏まつり開催負担金交付要綱では対象とならない交付決定前に着手した経費4件41,940円を対象としていた。

なお、本来負担対象とすべき経費の合計額は、負担金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

[検討を要するもの]

- ① 旭川市補助金交付基準では補助額の決定に当たり、事業の受益者負担額分の減額を考慮するよう規定されているが、当負担金交付要綱においては特に定められていない。実施団体は、さんろくまつり出店者から出店負担金の収入を得ていることから、その取扱いについて明確化を図るため、交付要綱の見直しを検討されたい。

## 第 3 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象団体等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	旭川市21世紀の森運営協議会
対象施設	旭川市21世紀の森施設
監査の対象事務	平成30年度における施設管理に係る出納その他の事務
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
委託金額	平成30年度 47,973,000円
所管部局	農政部
利用料金制	適用なし

### 2 監査の実施期間

令和元年9月2日から令和元年11月19日まで

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
・ 法令等に反する団体の指定	(所管部局関係) ・ 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は法、条例等に根拠を置いているか。 ・ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
・ 不適切な協定の締結	(所管部局関係) ・ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。 ・ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。 ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>協定内容と異なる管理業務の実施</li> </ul>	<p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告書の点検は適切になされているか。</li> <li>指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</li> <li>本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。</li> </ul> <hr/> <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。</li> <li>協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</li> <li>利用料金の設定等は適正になされているか。</li> <li>指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。</li> <li>条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。</li> <li>行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非効率、不経済な施設管理</li> </ul>	<p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。</li> </ul> <hr/> <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民サービスの低下</li> </ul>	<p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。</li> <li>自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の不適切な会計経理</li> </ul>	<p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</li> <li>公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li> </ul>

#### 4 監査の方法

対象施設の所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき、公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し、主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係帳簿及び書類の照合、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。



## 5 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な管理に努められたい。

### 旭川市21世紀の森運営協議会

#### ○ 指摘事項

##### (1) 団体に関する事項

[検討を要するもの]

① 預金通帳等の管理について、指定管理者が定めた内部規程では通帳と届出印は分離し管理施設長と管理事務長が別々に保管管理するとしているが、同じ金庫内に保管されている状況であることから、事故を未然に防止するため、これらを別々に保管するなど、管理方法の見直しを検討されたい。

② 通勤手当の支給について、指定管理者が定めた内部規程では市の臨時職員の支給基準に準ずるものとしているが、距離区分別の額や月の勤務日数に応じた支給額の要件が市の基準と異なっていることから、必要な見直しを行うよう検討されたい。

##### (2) 所管部局（農政部）に関する事項

特に指摘事項なし。

#### ○ 意見・要望事項

① 旭川市21世紀の森施設は、所管部局が数回にわたり替わっているが、実費で徴収する費用の根拠や使用料徴収の運用状況、また、経費の支出内容について、現所管部局が把握していない状況が見受けられた。指定管理者は利用客の利便性向上のため、様々な創意工夫を行っているが、所管部局において、それらを適切に把握し必要な対応や指示を行うよう努められたい。

また、次年度から使用料が改定されることから、基本協定書で定められた事項等について再確認するとともに、指定管理者と十分に協議した上で、より適切な管理運営業務となるよう取り組まれたい。